

綾瀬市社会教育関係団体事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育の振興を図るため、社会教育関係団体が行う事業の経費に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助対象者、補助目的、補助対象経費、補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(申請書の提出期日)

第3条 規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書の提出期日は、5月末日までとする。

(決定通知)

第4条 規則第7条の規定による補助金の交付決定通知は、社会教育関係団体事業費補助金交付決定通知書（別記様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付の決定を受けた日から15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出期日は、当該補助金の交付を受けた年度終了後の5月20日までとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象者	補助目的	補助対象経費	補助限度額
綾瀬市PTA 連絡協議会	PTA活動の推進と 児童生徒の健全育成 及び社会教育の振興 を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動の推進及び会員の資質向上に関する経費 ・家庭教育の推進に関する経費 ・指導者の育成に関する経費等 	250,000円
綾瀬市地域婦 人団体連絡協 議会	男女共同参画社会の 推進及び現代的課題 への対応を行い、地 域社会の福祉増進を 図る	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人教育の促進と女性の地位向上に関する経費 ・福祉・文化・環境等現代的課題に対する講座等開催に関する経費 ・指導者の育成に関する経費等 	60,000円
綾瀬市文化団 体連盟	郷土文化の発展及び 文化活動の振興を図 る	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動の普及、啓発及び会員の資質向上に関する経費等 	200,000円
綾瀬市民俗芸 能保存協会	市民共有の財産であ る伝統芸能を後世に 継承、保護し、郷土 芸能の振興を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・民俗芸能の普及啓発に関する経費 ・民俗芸能の保存伝承に関する経費 ・綾瀬市郷土芸能大会に関する経費等 	114,000円

別記様式（第4条関係）

社会教育関係団体事業費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請があった 年度綾瀬市社会教育関係団体事業費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件

（事務担当は、 ）